



県章

山形県公報

平成29年8月4日(金)

第2867号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……(障がい福祉課) ……813

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……(地域福祉推進課) ……814
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……(同) ……815
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……(同) ……816
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……(同) ……817
- 救急病院等の告示……(地域医療対策課) ……同
- 地域登録検査機関の登録……(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……(同) ……818
- 土地改良区の定款変更の認可……(最上総合支庁農村計画課) ……819
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……(県土利用政策課) ……820
- 同……(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……(会計局) ……同

公 告

○平成29年度消防設備士講習の実施……(危機管理課) ……821

規 則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第41号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和55年4月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第23号の3中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第23号の3の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
すまいるレディースクリニック	寒河江市大字寒河江字月越5番地の2	平成29. 4. 1
みどり調剤薬局	上山市湯町1番20号	同 5. 1
かもめ薬局	酒田市東泉町一丁目12番53号	同 6. 1
みどり薬局	天童市東長岡二丁目1番39号	同

山形県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
すまいるレディースクリニック	寒河江市大字寒河江字月越5番地の2	平成29. 3. 31
みどり調剤薬局市民会館前店	上山市湯町1番20号	同 4. 30
岩沼歯科医院	山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル7階	同 5. 1
かもめ薬局	酒田市東泉町一丁目12番53号	同 5. 31
みどり薬局	天童市東長岡二丁目1番39号	同
医療法人東根中央整形外科	東根市中央三丁目9番10号	同
富田歯科医院	山形市香澄町二丁目2番1号 大久保ビル2F	同 6. 30

山形県告示第559号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人西原歯科医院	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	長井市台町6番11号	平成29. 5. 1
ヤマザワ調剤薬局県立中央病院前店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市青柳1562番地1	同 6. 1
ヤマザワ調剤薬局城西店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市城西町四丁目19番3号	同
ヤマザワ調剤薬局済生館前店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市七日町一丁目4番20号	同
ヤマザワ調剤薬局松見町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市松見町21番10号	同
ヤマザワ調剤薬局山形済生病院前店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市馬見ヶ崎四丁目1番26号	同
ヤマザワ調剤薬局元木店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	山形市元木三丁目3番2号	同
やまなみ薬局門東町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市門東町一丁目4番17号	同 6. 14

山形県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
医療法人徳洲会 介護老人保健施設徳田山介護センター
酒田市相沢字道脇7番地
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人徳洲会 徳田山介護センター	医療法人徳洲会 介護老人保健施設徳田山介護センター	平成29. 4. 1

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市こがね町二丁目1番地19	酒田市相沢字道脇7番地	平成29. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 さふらん山形店
 山形市双葉町二丁目3番3号
 (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市相生町6番32号	山形市双葉町二丁目3番3号	平成29. 6. 19

山形県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
指定訪問介護事業所ながまち荘	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	山形市長町751番地	平成29. 2. 28
ほっと in 福寿草	通 所 介 護 介護予防通所介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	山形市飯田五丁目1番53号	同 3. 31
ソーレホーム江俣ヘルパーステーション	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	山形市嶋南一丁目1番2号	同
デイサービスセンター そよ風の森	通 所 介 護	東置賜郡川西町大字時田1417番地	同
舟山病院訪問介護事業所	介護予防訪問介護	米沢市駅前二丁目4番8号	同 4. 1

短期入所サービスしらいわ	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	寒河江市大字白岩6324番地	同	5.31
--------------	------------------------------	----------------	---	------

山形県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
伊 藤 光 良	らいふマッサージ治療 院酒田店	酒田市新橋一丁目14番地の12	平成29. 6. 1
八 重 樫 貴 子	らいふマッサージ治療 院酒田店	酒田市新橋一丁目14番地の12	同

山形県告示第563号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
町 立 真 室 川 病 院	最上郡真室川町大字新町469番1	平成29年10月1日から 平成32年9月30日まで

山形県告示第564号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号
平成29年7月24日
90
- 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社黒澤ファーム
代表取締役 黒澤 信彦
南陽市池黒1495
- 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 登録の区分
品位等検査
- 農産物検査を行う区域
山形県
- 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
黒澤拓真	南陽市池黒1673	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第565号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東根市農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 勝藏
東根市新田町二丁目1-10
- 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
安達 清春 東根市本丸東4-34 玄米、大豆	同 左	国内産農産物に限る。	平成29年7月24日	
鈴木 晃悦 尾花沢市禁町一丁目6-15 玄米、大豆	同 左			
植松 美智也 東根市大字羽入686 玄米、大豆	同 左			
太田 孝 東根市大字羽入1310 玄米、大豆	同 左			
太田 和光 東根市大字野川23-3 玄米、大豆	同 左			
滝口 真 東根市大字野川1237 玄米、大豆	同 左			
三浦 友和 東根市大字長瀬1338 玄米、大豆	同 左			
奥山 祐介 東根市大字沼沢2734-156 玄米、大豆	同 左			
渡辺 智信 東根市さくらんぼ駅前二丁目4-10 FKコンフォールA121 玄米、大豆	同 左			
安達 巧 東根市大字蟹沢366 玄米、大豆	同 左			

片桐 崇 東根市中央四丁目10-13 玄米、大豆	同 左	
清水 博幸 尾花沢市上町三丁目3-39 玄米、大豆	同 左	
早坂 茂樹 東根市一本木二丁目5-19 玄米、大豆	同 左	
浅野目 忠 東根市大字長瀬1427 玄米、大豆	同 左	
原田 晋太郎 天童市大字川原子2979-1 玄米、大豆	同 左	
大越 崇生 東根市四ツ家一丁目6-12 玄米、大豆	同 左	
	舘下 勇 東根市本丸南一丁目5-29 玄米、大豆	

山形県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
田郎堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡真室川町大字大沢650番地
- 3 認可年月日
平成29年7月27日

山形県告示第567号

清水堰土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成29年7月27日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間
平成29年8月10日から同年9月8日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
小国町大字沼沢地内
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年7月24日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 基準点測量 2級 1点

山形県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大石田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
大石田町全域
- 2 公共測量を実施する期間
平成29年7月10日から平成30年3月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第570号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	鶴岡中央支店	〃	馬場町8番5号	〃	〃
〃	鶴岡駅前支店	〃	末広町8番28号	〃	〃

を

に、

〃	鶴岡中央支店	〃	馬場町8番5号	〃	〃
---	--------	---	---------	---	---

を

〃	鶴岡支店	鶴岡市馬場町8番5号	〃	〃
---	------	------------	---	---

〃	鶴岡支店	鶴岡市馬場町8番5号	〃	〃
〃	鶴岡駅前支店	〃	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、平成29年8月7日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成29年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	山形県消防学校（東田川郡三川町大字横山字堤27番1）
警報設備講習	平成29年10月10日（火） 午前9時15分から午後5時まで	平成29年10月5日（木） 午前9時15分から午後5時まで
消火設備講習	平成29年10月11日（水） 午前9時15分から午後5時まで	
避難設備・ 消火器講習	平成29年10月12日（木） 午前9時15分から午後5時まで	

2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

3 受講手続

受講申請書を平成29年8月18日（金）から同年9月4日（月）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。

4 その他

詳細については、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課（電話番号023(630)2229）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話番号023(629)8477）に問い合わせること。

平成29年8月4日印刷 発行所 山形県庁
平成29年8月4日発行 発行人 山形県